

「安全管理者選任時研修」開講のご案内

主催 一般社団法人成田労働基準協会

◆日時 [1日目] 2024年6月25日(火) 9:00~16:30

[2日目] 2024年6月26日(水) 9:00~12:10

◆会場 成田国際文化会館 第1会議室・第2会議室 (成田市土屋 303/TEL 0476-23-1331)

◆対象者 安全管理者選任予定の方 ◆定員 30名

◆受講料 会員 13,500円 非会員 14,600円 (いずれもテキスト代・消費税込み)

安全管理者の選任

「安全管理者」は、労働安全衛生法第11条第1項により、常時使用労働者数50名以上の一定の業種の事業場ごとに選任が義務付けられています。

安全管理者は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、所轄の労働基準監督署長に報告する必要があります。

▽対象業種

- 林業 ● 鉱業 ● 建設業
- 運送業 ● 清掃業
- 製造業 (物の加工業を含む。)
- 電気業 ● ガス業 ● 熱供給業
- 水道業 ● 通信業
- 各種商品卸売業
- 家具・建具・じゅう器等卸売業
- 各種商品小売業
- 家具・建具・じゅう器等小売業
- 燃料小売業 ● 旅館業
- ゴルフ場業 ● 自動車整備業
- 機械修理業

▽安全管理者の職務

- ① 建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当の防止の措置(設備新設時、新生産方式採用時における安全面からの検討を含む。)
- ② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備
- ③ 作業の安全についての教育及び訓練
- ④ 発生した災害原因の調査及び対策の検討
- ⑤ 消防及び非難の訓練
- ⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- ⑦ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
- ⑧ その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における安全に関し、必要な措置

安全管理者の資格要件

厚生労働大臣が定める研修を修了した者で、次のいずれかに該当する方から選任します。

- ① 大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者
- ② 高等学校(旧制中学含む)又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者
- ③ 大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めた者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者
- ④ 高等学校(旧制中学含む)又は中等教育学校において理科系統の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者で、その後6年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- ⑤ 7年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者

厚生労働大臣が定める研修について

労働安全衛生法第5条第1号に定める「厚生労働大臣が定める研修」に、平成18年10月1日から「安全管理者選任時研修」が追加されました。

成田労働基準協会では、この「安全管理者選任時研修」を開講します。安全管理者として選任が予定されている方はぜひ受講されることをお勧めします。

[お問合せ先] 一般社団法人成田労働基準協会 〒286-0134 成田市東和田 555-5

TEL 0476-24-3743 FAX 047623-3594 e-mail narita-rouki@gol.com